

都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更の理由書

1. 案件名

函館圏都市計画道路の変更（函館市決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

- | | |
|--------------|---|
| 3・1・1号住吉広路 | : 廃止 |
| 3・3・18号西部環状線 | : 一部区域の変更（延長増 L=約60m）
構造の変更（平面交差箇所減 1箇所） |

4. 都市計画変更の理由

本市では、市内の都市計画道路のうち、都市計画決定以降長期にわたり事業が未着手の路線・区間について、社会情勢の変化に対応した道路網を再構築するために都市計画道路の見直しを進めており、市で策定した「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（平成21年4月）」に基づいて今回変更する路線の必要性を検証した結果、都市計画道路3・1・1号住吉広路については、防火帯として都市計画決定された路線であるが、全体として市道や公園等として利用されており、今後も防火帯としての機能を担保できることから廃止するものである。

また、3・1・1号住吉広路の廃止に伴い、3・3・18号西部環状線の延長が延びることによる一部区域の変更および交差箇所の数を変更するものである。